

著作物の新しい利用環境における  
望ましい原則：  
高等教育機関の視点から

竹内比呂也  
(千葉大学)

2018.1.9 補償金フォーラム

# 今回の法改正の趣旨（再確認）

- 教育学習の質の向上
  - ICTを活用した反転授業など、新しい教育方法などが導入される中で著作物の利用を促進することが必要
  - そのためにも教員が著作物の利用において萎縮しないような環境整備が必要
  - 高等教育においてはそもそも単位制の下で授業時間と同じ長さの事前学習，事後学習が必要とされている→これらのプロセス全てを「授業」として扱い，可能な限り学生の学習行動を広くカバーする制度を作ることが必要

# 枠組みについての原則

- 「補償金による権利制限 + 包括的ライセンス」が基本であることには同意
  - 包括的ライセンス（＝基礎ライセンス）について議論の対象となるのは、権利制限外となる利用のうち、教育、学習の質の向上の点から、あるいは教育機関の活動として不可欠のものとして、包括的にライセンスすることで著作物の利用環境整備としてプラスになること
    - 授業目的公衆送信補償金制度の導入だけでは教育現場におけるICT環境下での著作物利用促進へのインセンティブが働きにくく、せっかくの法改正の趣旨が没却しかねない。
    - ただし、現時点では、補償金を「補完する」程度のごく限られた範囲で包括的ライセンスを考えるのが現実的と思われる。
    - 包括的ライセンス対象範囲の拡大には、管理著作物が量的に拡大することが不可欠であり、今後の著作権者団体の努力と環境整備を待ちたい。

# 補償金についての基本原則

1. 当初の補償金の額については、様々な要因を勘案し、全ての高等教育機関にとって合理性のある基準に基づいてそれを決定すべきである。また、補償金の導入が、著作物の利用を阻害する要因とはならないように配慮していただきたい。
  - 主題分野による出版物の価格差や個々の大学での著作物の利用の多寡によらず、各教育機関の補償金は単一基準に基づいて算出されることが望ましい。
  - 従量制は、教員に心理的プレッシャーを与え、著作物の利用を抑制しかねない。

# 補償金についての基本原則

2. 授業の過程における利用に供する目的で著作物を公衆送信するための準備のプロセスで生じる複製等の行為は、著作権者の利益を不当に害しない限り、全てこの権利制限の中に含まれると解釈していただきたい。
- 詳細についてはガイドラインフォーラムでの検討をお願いしたい。

# 補償金についての基本原則

3. 著作物を利用して作成した教材を複数の教員が利用する事例や年度を超えた利用についても、権利制限の範囲内と考えていただきたい。

- 「共有」への違和感
- 毎年補償金を支払うのに、前年度作成された教材を再度使うことと、新たに作成された教材を使うことを区別することに経済的な側面から見て意味があるのか？

→著作物のどのようなユースケースがあるのかも含めて、ガイドラインフォーラムで詳細な検討をお願いしたい。

# 補償金についての基本原則

4. 補償金の額は算定手続きを簡便にするために「学生一人当たり単価」×「学校基本調査で報告される学生数」とする。ただし「授業」，「授業を受ける者」の定義についてはガイドラインフォーラムで検討していただきたい。
  - 補償金の対象となるような利用の総量に対する補償金の額を上記学生数で頭割りするイメージ。

# 補償金についての基本原則

5. 今後著作権者側から利用実態調査の実施を求められることが想定されるが、この作業が教育機関側にとって過重な負担とならないようにしていただきたい。
  - 具体的な方法については、時間をかけて継続的に検討を。

# ガイドライン，ライセンス専門フォーラムで検討すべき点

## 1. 補償金による権利制限の範囲に関して

(ア)「授業」の範囲

(イ)「授業を担当する者」の範囲

(ウ)「授業を受ける者」の範囲

(エ)「著作権者の利益を不当に害する」範囲 など

## 2. 補償金を補完する包括的ライセンスの対象範囲とライセンス料金の考え方

このフォーラムのような当事者間の協議の枠組みをフォーラム終了後も引き続き維持し、時代の変化に伴って改善すべき点が生じれば双方が誠実に議論しましょう。